

ID: 1

担当部署: 総務部 管財課

<b>処分の概要</b>	行為の許可		
<b>例規名 根拠条項</b>	十和田市庁舎管理規則 第14条第1項		
<b>例規番号</b>	平成17年規則第14号		
<b>【基準】</b>			
<p>第14条の規定による。                  (許可行為)</p> <p>第14条 庁舎において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。ただし、公用又は公共用に係る行為については、この限りでない。</p> <p>(1) 物品の販売、宣伝、勧誘その他これらに類する行為                  (2) 広告物(ビラ、ポスターその他これらに類するものを含む。)をまき、配布し、又は掲示する行為                  (3) 旗、のぼり、プラカード等又は拡声器及び宣伝カーを使用する行為                  (4) テントその他これに類する施設を設置し、又は物件を放置する行為                  (5) 凶器、爆発物その他危険物を搬入する行為                  (6) 火災予防上危険を伴う行為                  (7) 市又は市の機関以外の者が主催する演説、集会その他これに類する行為</p> <p>2 前項各号の許可を受けようとする者は、許可申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。</p> <p>3 市長は、第1項の規定による許可をするときは、許可証を交付する。この場合、必要と認めるときは、条件を付することがある。</p>			
<b>標準処理期間</b>	5日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年3月31日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 9

担当部署: 総務部 管財課

処分の概要	使用料等の減免		
例規名 根拠条項	十和田市行政財産使用料徴収条例 第5条		
例規番号	平成17年条例第64号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第5条の規定による。 (使用料等の減免)</p> <p>第5条 市長は、行政財産の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、使用料及び第3条に規定する加算金の全部又は一部を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 国又は他の地方公共団体その他公共団体が公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。</p> <p>(2) 十和田市職員生活協同組合、十和田市職員組合等職員の福利厚生を目的とする事業を営む者がその事業の用に供するとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、公共的団体が直接公益事業の用に供するため、市長が特に必要があると認めるとき。</p>			
標準処理期間	15日		
備考	行政財産所管各課		
設定年月日	令和4年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 10

担当部署: 総務部 管財課

<b>処分の概要</b>	使用料の還付承認		
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	十和田市行政財産使用料徴収条例 第6条第1項ただし書		
<b>例 規 番 号</b>	平成17年条例第64号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第6条の規定による。 (使用料の還付)</p> <p>第6条 既に納入した使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) 公用又は公共用に供する必要があるため、その使用の許可を取り消したとき。</p> <p>(2) 天災地変その他使用者の責めによらない理由によりその使用ができなくなったとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が特に必要があると認めるとき。</p> <p>2 前項の規定により還付する使用料の額の計算については、第2条の規定を準用する。</p>			
<b>標準処理期間</b>	15日		
<b>備考</b>	行政財産所管各課		
<b>設定年月日</b>	令和4年3月31日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 28

担当部署: 総務部 管財課

<b>処分の概要</b>	料金の免除		
<b>例規名 根拠条項</b>	十和田市駐車場条例 第6条		
<b>例規番号</b>	平成17年条例第87号		
<b>【基準】</b>			
第6条の規定による。 (料金の免除)			
第6条 次の各号のいずれかに該当する自動車を駐車させる場合においては、料金を免除する。			
(1) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第39条第1項に規定する緊急自動車			
(2) 当該駐車場付近において、国又は地方公共団体の職員が、防疫活動その他の緊急を要する公務を行うため使用する自動車			
(3) 十和田市保健センター条例(平成17年十和田市条例第137号)第3条に規定する十和田市保健センターにおける健康相談、健康診査等のために十和田市第2中央駐車場に駐車した普通自動車等			
(4) 十和田市教育研修センター条例(平成17年十和田市条例第88号)第2条に規定する十和田市教育研修センターにおける教育相談等のために十和田市第2中央駐車場に駐車した普通自動車等			
(5) 十和田市民図書館条例(平成17年十和田市条例第99号)第3条に規定する十和田市民図書館を利用し、又は使用するために十和田市第2中央駐車場に駐車した普通自動車等			
(6) 十和田市現代美術館条例(平成19年十和田市条例第59号)第3条第2項第1号の美術館に入館して展示物等を観覧し、又は美術館(カフェを除く。)を使用するために十和田市西二番町駐車場に駐車した普通自動車等及び乗車定員11人以上のバス			
(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が料金を徴収することを不相当と認める自動車			
<b>標準処理期間</b>	15日		
<b>備考</b>	関係課(商工観光課)		
<b>設定年月日</b>	令和4年3月31日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 29

担当部署: 総務部 管財課

<b>処分の概要</b>	料金の還付承認		
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	十和田市駐車場条例 第8条ただし書		
<b>例 規 番 号</b>	平成17年条例第87号		
<p><b>【基準】</b>                  第8条の規定による。                  (料金の還付)                  第8条 既納の料金は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p>			
<b>標準処理期間</b>	5日		
<b>備考</b>	関係課(商工観光課)		
<b>設定年月日</b>	令和4年3月31日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 31

担当部署: 総務部 管財課

<b>処分の概要</b>	利用の承認		
<b>例規名 根拠条項</b>	十和田市駐車場条例施行規則 第4条		
<b>例規番号</b>	平成17年規則第81号		
<p><b>【基準】</b>                  第4条の規定による。                  (利用の手続等)                  第4条 条例第4条第2項の規定により駐車場を利用する場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。</p>			
<b>標準処理期間</b>	3日		
<b>備考</b>	関係課(商工観光課)		
<b>設定年月日</b>	令和4年3月31日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 32

担当部署: 総務部 管財課

<b>処分の概要</b>	使用の許可		
<b>例規名 根拠条項</b>	十和田市集会施設条例 第4条第1項		
<b>例規番号</b>	平成17年条例第118号		
<b>【基準】</b>			
<p>第4条及び十和田市暴力団排除条例第8条の規定による。                  (使用の許可)</p> <p>第4条 集会施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。                  2 市長は、前項の許可を与える場合において、管理上必要な条件を付することができる。</p> <p>(公の施設における措置)</p> <p>第8条 市長若しくは教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)は、公の施設の使用が暴力団の利益となると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例(集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるときは、使用の許可をせず、又は使用の許可を取り消すことができる旨の定めがあるものを除く。)の規定にかかわらず、当該公の施設の使用の許可をせず、又は既にした当該使用の許可を取り消す等の使用の制限に関する処分を行うことができる。</p>			
<b>標準処理期間</b>	1日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年3月31日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 34

担当部署: 総務部 管財課

<b>処分の概要</b>	使用料の還付承認		
<b>例規名 根拠条項</b>	十和田市集会施設条例 第5条第2項ただし書		
<b>例規番号</b>	平成17年条例第118号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第5条及び十和田市集会施設条例施行規則第9条の規定による。 (使用料)</p> <p>第5条 前条第1項の許可を受けた者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により納付した使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、当該使用料の全部又は一部を還付することができる。</p> <p>3 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(使用料の還付)</p> <p>第9条 条例第5条第2項ただし書の規定により還付する使用料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 災害その他不可抗力により使用できなくなった場合 使用料の全額</p> <p>(2) 前号に掲げる場合のほか、市長が特に必要と認める場合 市長が定める額</p> <p>2 使用料の還付を受けようとする者は、集会施設使用料還付申請書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。</p> <p>3 市長は、前項の申請により使用料の還付を決定したときは、集会施設使用料還付決定書(様式第7号)により当該申請者に通知するものとする。</p>			
<b>標準処理期間</b>	3日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年3月31日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日



ID: 35

担当部署: 総務部 管財課

<b>処分の概要</b>	使用料の減免		
<b>例規名 根拠条項</b>	十和田市集会施設条例 第5条第3項		
<b>例規番号</b>	平成17年条例第118号		
<b>【基準】</b>			
<p>第5条及び十和田市集会施設条例施行規則第10条の規定による。                  (使用料)</p> <p>第5条 前条第1項の許可を受けた者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により納付した使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、当該使用料の全部又は一部を還付することができる。</p> <p>3 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第10条 条例第5条第3項の規定により減額し、又は免除する使用料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 市が主催し、又は共催する行事等に使用する場合 使用料の全額</p> <p>(2) 市長が特に必要があると認める場合 市長が定める額</p> <p>2 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、集会施設使用料減免申請書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。</p> <p>3 市長は、前項の申請により使用料の減免を決定したときは、集会施設使用料減免決定書(様式第9号)により当該申請者に通知するものとする。</p>			
<b>標準処理期間</b>	3日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年3月31日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 36

担当部署: 総務部 管財課

<b>処分の概要</b>	使用許可事項の変更許可		
<b>例規名 根拠条項</b>	十和田市集会施設条例施行規則 第6条第1項		
<b>例規番号</b>	平成17年規則第215号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第6条の規定による。 (使用許可事項の変更)</p> <p>第6条 使用者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、集会施設使用許可事項変更申請書(様式第3号)に使用許可書を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の申請により集会施設の使用許可事項の変更を許可したときは、集会施設使用許可事項変更許可書(様式第4号)を当該使用者に交付するものとする。</p>			
<b>標準処理期間</b>	1日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年3月31日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 390

担当部署: 総務部 管財課

<b>処分の概要</b>	使用料の減免		
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	十和田市切田財産区行政財産使用料徴収条例 第4条		
<b>例 規 番 号</b>	平成17年条例第217号		
<b>【基準】</b>			
第4条の規定による。 (使用料の減免)			
第4条 管理者は、行政財産の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減額し、又は免除することができる。			
(1) 国又は他の地方公共団体その他公共団体が公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。			
(2) 前号に掲げるもののほか、公共的団体が直接公益事業の用に供するため、管理者が特に必要があると認めるとき。			
<b>標準処理期間</b>	15日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年3月31日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 391

担当部署: 総務部 管財課

<b>処分の概要</b>	使用料の還付承認		
<b>例規名 根拠条項</b>	十和田市切田財産区行政財産使用料徴収条例 第5条第1項ただし書		
<b>例規番号</b>	平成17年条例第217号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第5条の規定による。 (使用料の還付)</p> <p>第5条 既に納入した使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) 公用又は公共用に供する必要があるため、その使用の許可を取り消したとき。</p> <p>(2) 天災地変その他使用者の責めによらない理由によりその使用ができなくなったとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が特に必要があると認めるとき。</p> <p>2 前項の規定により還付する使用料の額の計算については、第2条の規定を準用する。</p>			
<b>標準処理期間</b>	15日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年3月31日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 394

担当部署: 総務部 管財課

<b>処分の概要</b>	使用料の減免		
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	十和田市深持財産区行政財産使用料徴収条例 第4条		
<b>例 規 番 号</b>	平成17年条例第224号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第4条の規定による。 (使用料の減免)</p> <p>第4条 管理者は、行政財産の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 国又は他の地方公共団体その他公共団体が公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、公共的団体が直接公益事業の用に供するため、管理者が特に必要があると認めるとき。</p>			
<b>標準処理期間</b>	15日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年3月31日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 395

担当部署: 総務部 管財課

<b>処分の概要</b>	使用料の還付承認		
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	十和田市深持財産区行政財産使用料徴収条例 第5条第1項ただし書		
<b>例 規 番 号</b>	平成17年条例第224号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第5条の規定による。 (使用料の還付)</p> <p>第5条 既に納入した使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) 公用又は公共用に供する必要があるため、その使用の許可を取り消したとき。</p> <p>(2) 天災地変その他使用者の責めによらない理由によりその使用ができなくなったとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が特に必要があると認めるとき。</p> <p>2 前項の規定により還付する使用料の額の計算については、第2条の規定を準用する。</p>			
<b>標準処理期間</b>	15日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年3月31日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 398

担当部署: 総務部 管財課

<b>処分の概要</b>	使用料の減免		
<b>例規名 根拠条項</b>	十和田市奥瀬財産区行政財産使用料徴収条例 第4条		
<b>例規番号</b>	平成17年条例第238号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第4条の規定による。 (使用料の減免)</p> <p>第4条 管理者は、行政財産の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 国又は他の地方公共団体その他公共団体が公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、公共的団体が直接公益事業の用に供するため、管理者が特に必要があると認めるとき。</p>			
<b>標準処理期間</b>	15日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年3月31日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 399

担当部署: 総務部 管財課

<b>処分の概要</b>	使用料の還付承認		
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	十和田市奥瀬財産区行政財産使用料徴収条例 第5条第1項ただし書		
<b>例 規 番 号</b>	平成17年条例第238号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第5条の規定による。 (使用料の還付)</p> <p>第5条 既に納入した使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) 公用又は公共用に供する必要があるため、その使用の許可を取り消したとき。</p> <p>(2) 天災地変その他使用者の責めによらない理由によりその使用ができなくなったとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が特に必要があると認めるとき。</p> <p>2 前項の規定により還付する使用料の額の計算については、第2条の規定を準用する。</p>			
<b>標準処理期間</b>	15日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年3月31日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日



ID: 402

担当部署: 総務部 管財課

<b>処分の概要</b>	使用料の減免		
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	十和田市法量財産区行政財産使用料徴収条例 第4条		
<b>例 規 番 号</b>	平成17年条例第246号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第4条の規定による。 (使用料の減免)</p> <p>第4条 管理者は、行政財産の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 国又は他の地方公共団体その他公共団体が公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、公共的団体が直接公益事業の用に供するため、管理者が特に必要があると認めるとき。</p>			
<b>標準処理期間</b>	15日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年3月31日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 403

担当部署: 総務部 管財課

<b>処分の概要</b>	使用料の還付承認		
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	十和田市法量財産区行政財産使用料徴収条例 第5条第1項ただし書		
<b>例 規 番 号</b>	平成17年条例第246号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第5条の規定による。 (使用料の還付)</p> <p>第5条 既に納入した使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) 公用又は公共用に供する必要があるため、その使用の許可を取り消したとき。</p> <p>(2) 天災地変その他使用者の責めによらない理由によりその使用ができなくなったとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が特に必要があると認めるとき。</p> <p>2 前項の規定により還付する使用料の額の計算については、第2条の規定を準用する。</p>			
<b>標準処理期間</b>	15日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年3月31日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 406

担当部署: 総務部 管財課

<b>処分の概要</b>	使用料の減免		
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	十和田市沢田財産区行政財産使用料徴収条例 第4条		
<b>例 規 番 号</b>	平成17年条例第252号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第4条の規定による。 (使用料の減免)</p> <p>第4条 管理者は、行政財産の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 国又は他の地方公共団体その他公共団体が公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、公共的団体が直接公益事業の用に供するため、管理者が特に必要があると認めるとき。</p>			
<b>標準処理期間</b>	15日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年3月31日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 407

担当部署: 総務部 管財課

<b>処分の概要</b>	使用料の還付承認		
<b>例規名 根拠条項</b>	十和田市沢田財産区行政財産使用料徴収条例 第5条第1項ただし書		
<b>例規番号</b>	平成17年条例第252号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第5条の規定による。 (使用料の還付)</p> <p>第5条 既に納入した使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) 公用又は公共用に供する必要があるため、その使用の許可を取り消したとき。</p> <p>(2) 天災地変その他使用者の責めによらない理由によりその使用ができなくなったとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が特に必要があると認めるとき。</p> <p>2 前項の規定により還付する使用料の額の計算については、第2条の規定を準用する。</p>			
<b>標準処理期間</b>	15日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年3月31日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日